

## 令和5年度 沼津市斎場売店運営事業者選定に係るプロポーザル 参加要領

### 1 目的・趣旨

沼津市斎場の売店は、火葬が終わるまでの間待合室等で過ごす斎場利用者の利便性向上を目的に設置している。

売店運営にあたっては、市の施設にふさわしいサービス提供が必要であると同時に、小売業のノウハウが必要とされる。

また、商品の種類や値段、提供方法等を工夫することにより、斎場利用者の利便性がより向上すると期待できる。

以上の理由から、売店の運営事業者を広く募集し、もっとも優れた提案をした者を運営事業者に選定することとする。市は、選定した運営事業者を売店の貸付契約候補者とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号（行政財産の貸付け）を根拠として、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約を締結する。

この要領は、「沼津市斎場売店運営事業者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

### 2 契約の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 契約方法   | 借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約   |
| (2) 貸付期間   | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで   |
| (3) 貸付料    | 年額 124,718 円<br>なお、貸付期間中、貸付料は改定しない。   |
| (4) その他の経費 | 運営事業者は、貸付料のほかに、次の経費を負担する。<br>(a) 電気使用料<br>飲料自動販売機等電気機器1台設置につき、月額3,500円<br>※既存自動販売機の取り扱いに関し、現設置業者との協議が必要。<br>(b) 設備の変更など改装に伴う経費<br>※引き渡しは既設売店の現状で行うこととし、変更に係る経費は運営事業者の負担とする。 |

### 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市市民福祉部市民課管理係（〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内）

担当：小林

電話：055-934-4720 FAX：055-934-1672

E-mail：[koseki-juki@city.numazu.lg.jp](mailto:koseki-juki@city.numazu.lg.jp)

#### 4 参加資格要件

- (1) 貸付期間中、円滑に売店を運営できる個人、法人又は団体であること。
- (2) 販売品の小売りが可能で、売店を直接運営することが可能な個人、法人又は団体であること。
- (3) 個人、法人又は団体の代表者が、次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。なお、運営事業者の決定後契約締結までの間において、以下の項目に該当した場合は運営事業者の決定を取り消すことがある。
  - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
  - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
  - ③ 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
  - ④ 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
  - ⑤ 国税及び沼津市税の滞納がある者

#### 5 運営事業者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 6 年 1 月 23 日（火）ホームページ掲載
2	質問受付	令和 6 年 2 月 2 日（金）16 時までに電子メール又は FAX で
3	質問回答	令和 6 年 2 月 9 日（金）までにホームページに掲載
4	参加申込書等提出	令和 6 年 2 月 21 日（水）16 時必着
5	選定会	令和 6 年 2 月 28 日（水）予定
6	選定結果の通知	令和 6 年 3 月 6 日（水）予定
7	契約締結	令和 6 年 3 月 11 日（月）予定

#### 6 質問受付・回答

##### (1) 質問方法

本貸付についての質問は、質問受付期間中に、電子メール又は F A X 等（様式任意）により提出する。質問書には、事業者名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス又は F A X 番号を併記すること。質問提出先は、「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

##### (2) 回答方法

貸付の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

## 7 プロポーザルの参加申込書等の提出

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

### (1) 提出書類

- ①参加申込書（別紙「様式1」）
- ②企画提案書（別紙「様式2」）
- ③営業に関する資格・免許等の写し
- ④事業者（会社）概要、営業実績等（様式自由）
- ⑤納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）  
沼津市内の事業者は(ア)～(ウ)、沼津市外の事業者は(ウ)のみを提出すること。  
(ア)沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）  
(イ)沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）  
(ウ)国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）  
・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出  
・個人事業者の場合は、「その3」又は「その3の2」を提出
- ⑥暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（別紙「様式3」）

### (2) 提出書類の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

- ①「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成すること。
- ②沼津市競争入札参加資格申請（業者登録）をしている者は、登録しているとおりの住所・名称・役職、氏名、印を用いること。
- ③「(1) 提出書類」の①～⑥を1部として、正本1部、副本5部を作成すること。
- ④売店運営の目的・趣旨を達成するため、できうる限りの提案をすること。また、本件の運営事業者選定においてプロポーザル方式を使用する点を鑑み、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ⑤提出後の提案内容の修正は一切認めない。

## 8 提案する内容

別紙「沼津市斎場売店運営用スペースの貸し付けに関する仕様書」の「9 要求事項」に示す部分について、提案を行うこと。

## 9 選定

### (1) 選定方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「沼津市斎場売店運営事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において総合的に評価を行い、運営事業者を選定する。ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがいなかった場合は、運営事業者を選定しない。

### (2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

## 10 選定結果の通知

運営事業者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。

なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

## 11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

なお、失格となった場合であっても、参加申込者は参加申込に要した費用を市に請求することはできないものとする。参加申込書の提出にあたっては、次のいずれにも該当しないことを十分に確認した上で行うよう注意すること。

- (1) 「4 参加資格要件」のうち(3)のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 12 契約

市は委員会により選定された運営事業者を斎場売店スペースの貸付契約候補者とし、当該候補者と協議のうえ、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約を締結する。

ただし、選定された事業者が以下に規定するものに該当することとなった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」のうち(3)のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 13 契約締結後

契約者は、市と協議のもと、すみやかに売店運営に係る協議書を作成し、市の承認を得ること。

## 14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提案書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

## 15 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

別表 評価項目

評価項目	配点	合計配点	
必須 提案	①円滑な運営への配慮について ・事業者の資金、経営の状況、他の実績、ノウハウは十分か ・平常時の人員配備、緊急時の連絡・応援体制に明確な方針があるか ・安全・衛生管理への対応は十分か	30	60
	②想定販売品（飲料及び食品）とその価格は適正か	20	
	③設置機器等の配置計画は有効か	10	
加点 提案	④利用者の利便性を向上させるための取り組みについて ・利用者のニーズに沿った提案がなされているか ・利用者の状況に応じた平等なサービス提供を可能とする提案がなされているか	10	40
	⑤環境への対策・取り組みについて ・簡易包装やエコ商品、設置機器の省エネルギー化などの配慮がなされているか ・廃棄物・清掃への対応が図られているか	10	
	⑥独自の提案・セールスポイントについて ・独自の視点や提案は有効か ・障害者雇用や付随サービスの提案などがなされているか	20	
		100/100	

ただし、合計点数の平均が 60 点を超えるものがいなかった場合は、事業者を選定しない。